屋内の遊べる場づくり事業室内整備業務委託 公募型プロポーザル実施要領

このプロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)は、阿久根市が実施する「屋内の遊べる場づくり事業室内整備業務委託」(以下「本業務」という。)に係る受託候補者の選定に関し、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

1 本業務の概要

(1) 業務名

屋内の遊べる場づくり事業室内整備業務委託

(2) 本業務の目的

令和元年度末に廃校となった大川中学校は、令和6年度に旧校舎を大川地区の交流と防災の拠点とするため、大川地区公民館と大川出張所の機能移転を行った。

機能を旧校舎1階部分に集約したことで利便性の向上は図られたが、利用者数は従前と変わらず、地域活性化の観点から更なる対策が必要である。今回、大川地区をモデルに、地域活性化と屋内での子どもの遊び場づくりの課題を同時に解決する施策として、旧校舎2階部分の既存設備を有効活用した屋内の遊び場を整備し、地区内外の子育て世代や親子連れの利用促進を図り、地域コミュニティの活性化や世代間交流の促進につなげていくことを目的に本事業を実施するものである。

(3) 本業務の内容

別紙1「屋内の遊べる場づくり事業室内整備業務委託仕様書」(以下「仕 様書」という。)のとおり

(4) 履行場所

阿久根市大川地内(大川地区公民館2階)

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

2 提案限度額

4,341 千円 (消費税及び地方消費税含む。)

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市の物品の購入等に係る入札参加資格者名簿において、以下のいずれかの分類に登録されていること。

【大分類】122(運動用品)、【小分類】003(遊具)

【大分類】122 (運動用品)、【小分類】999 (その他)

- (3) 本市の物品購入等有資格業者の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続の開始申立て をしている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手 続の開始申立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 本業務を履行する体制を有していること。
- (8) 九州内に主たる事務所又は実態を有する従たる事務所を有し、契約期間中において本市と円滑な連絡調整が迅速かつ適切に行えること。

4 スケジュール

実施内容	日程
公募開始	令和7年11月10日(月)
質問書の提出期限	令和7年11月17日(月)
質問に対する回答	令和7年11月20日(木)
参加資格確認申請書の提出期限	令和7年11月28日(金)
参加資格確認結果の通知	令和7年12月5日(金)
企画提案書の提出期限	令和7年12月12日(金)
プロポーザル方式候補者選定審査会	令和7年12月中旬
審査結果の通知	令和7年12月中旬
審査結果の公表	令和7年12月中旬
契約締結	令和7年12月下旬

5 質問の受付及び回答

質問は、実施要領及び仕様書の内容に関するものに限り受け付けるものとする。

(1) 提出方法

電子メールに質問書(別記第1号様式)を添付して、以下のとおり提出すること(電話や口頭での質問は受け付けない。)。

【メール件名】屋内の遊べる場づくり事業室内整備業務に係る質問書(事業者名)

【送信先アドレス】boshi@city.akune.kagoshima.jp

また、送信後は、受信状況を電話で確認すること。(鹿児島県自治体情報 セキュリティクラウド及び市のスパムメール対策システムにより、電子メ ールが到達しないことがあるため。) (2) 提出期限

令和7年11月17日(月)午後5時15分(必着)

(3) 質問に対する回答

令和7年11月20日(木)午後5時15分までに電子メールで回答する。

- 6 応募方法等
 - (1) 参加資格確認申請書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル方式参加資格確認申請書 (別記第2号様式)
- (4) 誓約書(別記第3号様式)
- (ウ) 納税証明書(※阿久根市に納税義務がある場合)
- イ 提出方法

郵送又は持参で提出すること。(電子メール又はFAXでの提出は不可。)

ウ 提出先

「10 連絡先・提出先」に示す部署

工 提出期限

令和7年11月28日(金)午後5時15分(必着)

オ 参加資格確認結果の通知

参加資格の有無を令和7年12月5日(金)までに通知する。参加資格 を有している場合、企画提案書を提出すること。

(2) 企画提案書

ア 作成方法

提出書類は、原則として日本工業規格A4判サイズで作成すること。

イ 提出書類及び部数

以下の書類を各1部提出すること。

なお、書類ごとにインデックス等により見出しを貼付し、A 4 縦型フラットファイル等に左綴じとすること。

(7) 企画提案書(任意様式)

企画提案書は、仕様書に示す業務内容について具体的に提案するものとし、併せて、以下の項目を必ず記載すること。

- ・ 履行実績(同種・類似案件の実績)
- 実施体制
- 工程表
- (イ) 予算見積書(任意様式)
- (ウ) 法人等の概要調書(別記第4号様式)
- ウ 提出方法

郵送又は持参で提出すること。併せて、提出書類一式のデータ(PDF 形式)を電子メールにて提出すること。

工 提出先

「10 連絡先・提出先」に示す部署

才 提出期限

令和7年12月12日(金)午後5時15分(必着)

カ その他

- (ア) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (イ) 提出された書類の内容を変更すること。また、提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (ウ) 提出された書類は返却しない。
- (エ) 提出された書類は必要に応じて複写することがある。
- (オ) 提出された書類は情報公開の請求により阿久根市情報公開条例(平成 13 年阿久根市条例第 15 号)の規定に基づき、その全部又は一部を開示することがある。

7 審査

(1) 審査方法

審査基準に基づき、企画提案書の書類審査を行い、全委員の合計点が最も 高い提案者を受託候補者として選定する。

(2) 審查基準(審查項目、配点)

別紙 2 「屋内の遊べる場づくり事業室内整備業務委託公募型プロポーザル審査基準」のとおり

8 審査結果の通知及び公表

審査結果については、文書により通知する。また、以下の項目について阿久 根市ホームページに公表する。

- (1) 業務等の名称等
- (2) 候補者の商号または名称及び所在地
- (3) 審査結果一覧表(提出者名は除く。)
- 9 契約手続

受託候補者と令和7年12月下旬までに契約締結の手続を行う予定である。

10 連絡先・提出先

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

阿久根市役所こども保健課こども家庭係

担当:田上

電話:0996-79-3039

電子メール: boshi@city.akune.kagoshima.jp